



こ 子どものための 新 あたら しい ほうりつ 法律ができるかも？

こ けんり 子どもの権利とは？

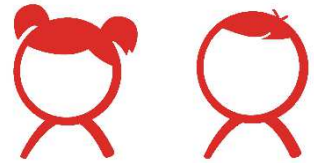
にんげん 人間として生まれたときからだれもがあたり前に持つ権利があります。それが「人権」です。

かね はら お金を払わなくても、何かしなくても、みんながかならず持っている権利が「人権」です。子ども
のみなさんも大人と同じ人間なので、もちろん人権を持っています。

い けんり けんこう 健康でいる権利、じゆう いけん 自由に意見をいう権利、まな けんり 学ぶ権利、あそ けんり 遊ぶ権利、ぼうりよく 暴力を受けない
けんり 権利。これらはすべて、人権です。

こ 子どものみなさんがもつ人権 = 「子どもの権利」はとても大切で、だれからも奪われてはならない
ものです。

こ 子どもは「子どもの権利」をもっているのですから、その権利がちゃんとすべて守られているよう
にしなくてははいけません。その義務があるのは、政府（国）です。



こ ほうりつ 子どものための法律ができるの？

こ けんり 子どもの権利はとても大切。政府は、その権利を守らなくてはなりません。

にほん せいふ 日本は、せかい 世界に向けて「子どもの権利を守ります」と約束しています。

でも日本には「子どもには権利がある、そして国が守る義務がありますよ」ということをきちんと

き 決めた法律が・・・ありません！こうした法律がないと、何かあった時、他に優先することがある
から、お金がないから・・・などなどが理由で、子どもが後回しにされてしまうかもしれません。

だから、セーブ・ザ・チルドレンは子どもの権利を守ると決めた法律が必要だと考えています。

いま 今、「子どものための法律」をつくりましょう、というアイデアが国会で出されています。

でも、「子どもにも大人と同じ権利、子どもの権利があって、国がこのように守ります」というこ
とがきちんと書いてある法律かどうか、このような法律が本当にできるかどうかは、まだわかりま
せん。